

## 通所サービス

### (34) 通所介護（通所リハ）のサービス提供時間

#### 【事 例】

午前10時から午後4時までの6時間を営業時間とする通所サービス事業所において、当日のサービスの進行状況によりサービス時間が6時間20分となったため、6時間以上8時間未満の単位数を算定していた。

#### 【問題点】

午前10時から午後4時までの6時間を営業時間とする事業所は、最長で6時間のサービスを提供することになり、介護報酬上、4時間以上6時間未満の単位数を算定する。

また、4時間以上6時間未満の中で完結する通所介護計画に基づき行ったサービスが、進行状況により6時間を超えた場合も、通所介護（通所リハビリテーション）サービスを受けた利用者に対しては、計画上の4時間以上6時間未満の単位数を算定することとなる。

#### 【対 応】

通所介護計画に基づき、正しい報酬で算定し直し、超過分は返還する必要がある。  
なお、サービス提供時間には、送迎にかかる時間は含まれないことに注意する。

#### 《参 考》

#### 「額の算定基準留意事項」

#### 第2の7(1)

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。また、ここでいう通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。

